

IV 計画の目標等

犯罪をした人等が抱える様々な生きづらさを解消することが、再び罪を犯すことを防ぐ有効な方策であるとの考えに立ち、第一次計画から引き続き、県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施していきます。

また、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穏を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」が実現することを目標とします。

具体的には、7～8ページに記載した「刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率」や「新受刑者中の再入者数・再入者率」「出所受刑者の2年以内再入者数」のデータに加え、個別課題の解決に向けた重点課題（施策）の章に記載した、本県（（3）は全国の数値）における以下の数値を改善することにより、目標の達成を図ります。

- (1) 保護観察終了時に無職である人の数・その割合（41ページ記載）
- (2) 協力雇用主数等（42ページ記載）
- (3) 刑務所を満期等出所時に帰住先がない者の数・その割合（51ページ記載）
- (4) 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合（61ページ記載）
- (5) 刑法犯少年の検挙者数、再犯者数・再犯者率（73ページ記載）
- (6) 保護司数・保護司充足率（100ページ記載）
- (7) “社会を明るくする運動” 行事参加人数（105ページ記載）